

いじめの問題についての学校の取組の徹底について

- 児童生徒が自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあつてはならず深刻に受け止めている。
- いじめは決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- 今回のような事件を二度と繰り返さないためにも、学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めてこの問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要がある。

〈いじめ防止の対応〉

1 いじめを許さない学校づくりについて

- (1) いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要であること。また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要であること。
- (2) 児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。
- (3) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところでの陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

2 いじめの早期発見・早期対応について

- (1) いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備すること。
- (2) 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと。
- (3) 事実関係の究明に当たっては、事実の把握を正確かつ迅速に行うこと。
- (4) いじめが発生したときは、学校のみで解決することに固執することなく、保護者等からの訴えに謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で取組む姿勢が重要であること。また、教育委員会と連携して対処すること。
- (5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。